【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 2025年10月24日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 堤 健朗

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【電話番号】 03 - 4587 - 6000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 3,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド (以下「本ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、 または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

- 3,000億円*を上限とします。
- * 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金 を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 :03 (4587) 6000 (受付時間:営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:モナリザ)。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5)【申込手数料】

1.1%(税抜1%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

販売会社が、投資顧問契約等により別途投資顧問料をいただく場合、お申込時の手数料を無料とすることがあります。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の 照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

なお、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等^{*}を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2025年10月25日から2026年4月24日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話:03(4587)6000(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

(9)【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社 によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由 して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、「モナリザ世界債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本を含む世界の高格付け債券を中心に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
単位型	国内	株 式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債 券	MRF	特殊型
	内 外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		()		
		資産複合		

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり(部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・		その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ		()	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				()
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	()	中近東				
()		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(債券))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル (日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産 (日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

本書において、モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドを「本ファンド」といいます。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c.受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

- 1.主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
- 2. ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ヘッジベース)をベンチマーク^{*}とし、 長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- 3.外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
- 4.付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を行います。
- *ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

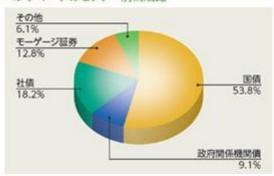
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

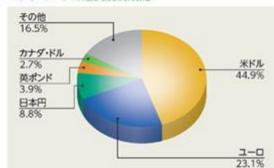
<ファンドの投資対象>

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)を主要投資対象とします。 本ファンドは、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。

ベンチマークのセクター別構成比



ベンチマークの通貨別構成比



2025年7月末現在 出所:ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。本ファンドが上記すべてに投資するとは限らず、また、上記以外に投資する場合もあります。

< 高格付け債券への投資 >

投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



投資対象となる債券の格付けは、組入れ時において トリプル B 格 (トリプル B マイナス格も含みます。)相当以上の銘柄とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブル A 格 (ダブル A マイナス格も含みます。)相当以上に維持するように運用します。

投資対象国を広く分散することにより、特定の国の 景気や政治動向、金利動向の影響を低減することに 加え、投資対象債券の格付けを投資適格に限定する ことで、リターンの安定化をめざします。

格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または投 資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した 格付けとなります。

主な投資対象債券の特徴



- ■元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券
- ■流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い
- ■利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る

社債

- ■企業が元利金の支払いを約束した債券
- ■米国債並みの市場規模。高格付け債は高い流動性を有する
- ■発行体固有の信用リスク要因を有する

モーゲージ証券 (MBS)

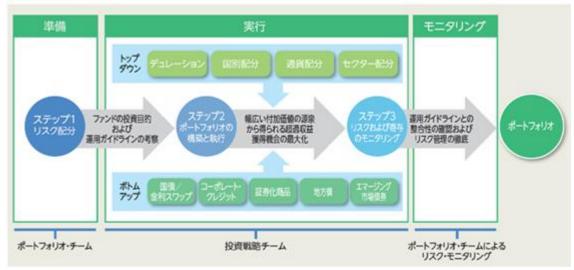
- ■住宅ローンが主な担保資産
- ■政府関係機関発行によるものは、企業が発行したものより比較的高い信用 力を有する
- ■住宅ローン借り換え、引越し等に伴う期限前償還がリスク要因

上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは有価証券先物取引、スワップ取引(後記「2投資方針 (2)投資対象 (d)その他の取引の指図」に定義します。)等を行うことができます。

<ファンドの運用>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券運用は主にGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールが、通貨運用は主にGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが担当しています。

連用プロセス



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また運用プロセスは変更される場合があります。

<通貨のアクティブ運用>

本ファンドでは、外貨建資産について円へッジを基本とする一方、これとは独立した形で、為替相場見通しに 基づいた通貨運用ポートフォリオを別途構築することにより、超過収益の獲得をめざします。

例えば、ユーロに対して米ドルが上昇すると予想した場合、米ドルのポジションを引き上げる一方、ユーロの ポジションを引き下げることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。

為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。本ファンドは通貨のアクティブ運用でリターンの向上をめざすため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。したがって、一定の為替変動リスクを伴います。多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

(2)【ファンドの沿革】

1998年12月4日 本ファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。

2001年11月30日 マザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。

2001年11月30日 本ファンドのベンチマークを「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、円ヘッジ)」から「リーマン・ブラザーズ・グローバル・アグリゲート・インデックス (円ヘッジベース)」に変更しました。なお、当該インデックスは現在「ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス」に名称変更されています。

(3)【ファンドの仕組み】

1.ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2.ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用(デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b . 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
- (c) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (シンガポール) ピーティーイー・リミテッド 本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約 (以下「投資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より債券および通貨の運用 (デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。
- c.受託会社(三菱UF」信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

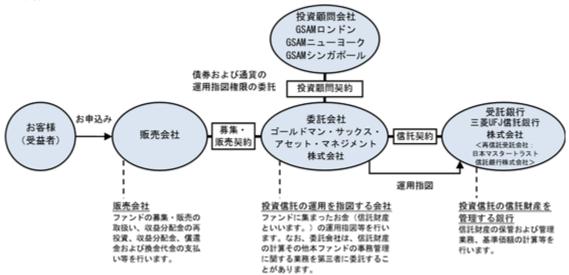
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d . 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2025年6月末現在、

グループ全体で3兆623億米ドル(約443兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.81円) により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b.沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の 全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	所有比率
大台本/とは台柳	1生門	(株)	(%)
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6,400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
- ・本ファンドは、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円へッジベース)をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- ・市況動向や資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる運用が行われることがあります。

c . マザーファンドの運用方針

- ・日本を含む世界各国の債券によって構成される中期的なデュレーションを有するポートフォリオに重点をおいた運用を行い、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- ・投資する債券は、組入時においてトリプルB格相当以上の長期格付を受けている債券または同等以上の格付を有すると認められる債券とし、ポートフォリオの加重平均格付がダブルA格相当以上となるように運用します。
- ・ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保もめざします。
- ・市況動向や資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる運用が行われることがあります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限 を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・	英国ロンドン市	債券および通貨の	別に定める取り決
マネジメント・インターナショナル		運用(デリバティ	めに基づき当事者
(GSAMロンドン)		ブ取引等にかかる	間で支払われるも
ゴールドマン・サックス・アセット・	米国ニューヨーク州	運用を含みま	のとし、信託財産
マネジメント・エル・ピー	ニューヨーク市	す。)	からの直接的な支
(GSAMニューヨーク)			払いは行いませ
ゴールドマン・サックス・アセット・	シンガポール		ん。
マネジメント (シンガポール) ピー			
ティーイー・リミテッド			
(G S A Mシンガポール)			

(2)【投資対象】

(a)投資の対象とする資産の種類(信託約款第18条の2)

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.有価証券
 - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、 第27条および第28条に定めるものに限ります。)

八. 金銭債権

- 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第19条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権 証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同 じ。)
- 9.投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
- 10.外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権 を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」とい います。)
- 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第19条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 1. ないし 6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1.信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- 2.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 3.信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 4.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における元れらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
- 5.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避 するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引行うことの指図をすること。
- 7.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
- 8.信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託 財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避 するため、外国為替の売買の予約を指図すること。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する マザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価 総額の割合を乗じて得た額をいいます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(注)本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(3)【運用体制】

a . 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券運用は主にGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールが、通貨運用は主にGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが担当しています。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

グローバル債券・通貨運用グループ

豊富な実務経験を有する人材で構成されています。世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



リスク管理専任部門

リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリング し、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、 緊急時対応策の策定・検証などを行います。

(4)【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年1月25日および7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の 場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を 行います。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることができます。 詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - 1.外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
 - 2.株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 3.同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の2%以下とします。
 - 4.同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の2%以下とします。
 - 5.投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
 - 6.同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予 約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあら かじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めが ある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得 時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 7. デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
 - 8. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 9.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の 時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなし た額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1.投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2.信用取引の指図および範囲(信託約款第23条)

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3.公社債の空売りの指図および範囲(信託約款第24条)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付に係る公社 債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲(信託約款第25条)

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

5 . 先物取引等の運用指図(信託約款第26条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引 およびオプション取引
- ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における これらの取引と類似の取引
- 6.スワップ取引の運用指図(信託約款第27条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありま せん。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(信託約款第28条)

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第30条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額 面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図 (信託約款第32条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザー *

ファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額[^]との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

*信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の 純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ(信託約款第40条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- () 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の 額の範囲内。
- () 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ()借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動 します。また為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に 生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1.債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。 債券の市場価格は、金利が上昇すると下落 し、金利が低下すると上昇します。金利の変 動による債券価格の変化の度合い(リスク) は、債券の満期までの期間が長ければ長いほ ど、大きくなる傾向があります。

満期までの期間(残存期間)

上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2.債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

3. 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替へッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替へッジを行うにあたりへッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。また、本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

4.期限前償還リスク/期限延長リスク

本ファンドは、期限前償還リスクを有する債券への投資を行います。期限前償還とは、予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいいます。一般に、金利低下局面においては、ローンの借り換えの増加等を背景に期限前償還が増加する傾向があり、その際には、より低い金利で再投資することを余儀なくされるため、不利益を被ります。一方、金利の上昇局面においては、ローンの借り換えの減少等を背景に、期限前償還が予想以上に減少する可能性があります。期限前償還の影響を受ける債券は、その減少により残存期間が長期化する傾向があるため、金利が上昇するほど、値動きの幅が大きくなる場合があります。

5.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6. デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、債券や金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等、さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

7. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(円ヘッジベース)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(c) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

(f)繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

- 2. FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座 情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

- (h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点
 - 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。
- (i)その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2)投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率とファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲に収まることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率 を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイバーシファイド(円ベース)

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。 MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます。)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます。)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。 NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 1.1%(税抜1%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- (c) 販売会社が、投資顧問契約等により別途投資顧問料をいただく場合、お申込時の手数料を無料とすることがあります。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.155%(税抜1.05%)を乗じて得た額とし、支払先の配分および役務の内容は以下のとおりです。販売会社間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配 分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算	年率0.55%
安武云社	出、目論見書・運用報告書等の作成等	(税抜0.5%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、	年率0.55%
双元云 社	分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	(税抜0.5%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行	年率0.055%
文元城1」	等	(税抜0.05%)

なお、委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会 社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支 払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c)借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上 記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託 財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委

託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が 改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等 にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

- *1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- *2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。)

< 収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払

戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、 確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもでき ます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り ます。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等な らびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が 可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.22%	1.16%	0.06%

- ●対象期間は2025年1月28日~2025年7月25日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権□数に期中の平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		4,475,398,742	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後) -		881,698	0.02
合計(純資産総額)	-	4,474,517,044	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<モナリザ世界債券マザーファンド>

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	218,198,850	4.88
	カナダ	95,745,802	2.14
	イタリア	1,204,462	0.03
	イギリス	11,673,460	0.26
	スイス	16,979,923	0.38
	オランダ	11,545,539	0.26
	スペイン	51,944,832	1.16
	ベルギー	29,367,518	0.66
	スウェーデン	255,398,289	5.71
	オーストリア	3,975,709	0.09
	フィンランド	14,096,150	0.31
	デンマーク	7,568,967	0.17
	インドネシア	19,329,964	0.43
	メキシコ	36,057,461	0.81
	アイルランド	7,237,804	0.16
	ペルー	1,486,430	0.03
	ポーランド	9,661,828	0.22
	ポルトガル	23,651,177	0.53
	中国	475,140,272	10.62
	ルーマニア	17,972,010	0.40
	クウェート	57,460,996	1.28
	小計	1,365,697,443	30.52
地方債証券	アメリカ	56,302,194	1.26
	カナダ	55,343,471	1.24
	小計	111,645,665	2.49
特殊債券	アメリカ	477,676,525	10.67
	フランス	62,338,641	1.39
	オランダ	37,075,230	0.83
	国際機関	118,281,468	2.64
	小計	695,371,864	15.54
社債券	日本	25,352,565	0.57
	アメリカ	1,653,363,627	36.94
	カナダ	40,223,410	0.90

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
	ドイツ	16,059,838	0.36
	フランス	34,362,072	0.77
	オーストラリア	17,200,619	0.38
	イギリス	158,892,797	3.55
	スイス	41,805,079	0.93
	オランダ	108,984,881	2.44
	スペイン	34,507,410	0.77
	オーストリア	34,401,946	0.77
	ルクセンブルク	16,704,746	0.37
	ブラジル	2,911,253	0.07
	韓国	30,584,017	0.68
	アイルランド	44,311,675	0.99
	アラブ首長国連邦	26,974,232	0.60
	サウジアラビア	26,731,548	0.60
	小計	2,313,371,715	51.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	10,597,402	0.24
合計 (純資産総額)	-	4,475,489,285	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年7月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益 証券	モナリザ世界債券マ ザーファンド	3,041,178,814	1.4711	4,473,878,175	1.4716	4,475,398,742	100.02

種類別及び業種別投資比率(2025年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<モナリザ世界債券マザーファンド>

(2025年7月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 0.75%	16,850,000	1,482.82	249,855,472	1,480.18	249,410,469	0.75	2028/5/12	5.57
2	日本	国債証券	第191回利付国債(20 年)	143,800,000	92.08	132,418,230	92.32	132,763,350	2	2044/12/20	2.97
3	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 4.15%	5,500,000	2,392.03	131,561,881	2,387.17	131,294,633	4.15	2031/12/12	2.93
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT 3.85%	4,500,000	2,138.80	96,246,356	2,137.80	96,201,115	3.85	2026/12/12	2.15
5	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 2%	890,000	10,539.28	93,799,628	10,553.97	93,930,339	2	2028/6/1	2.10
6	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 3.48%	3,500,000	2,149.98	75,249,443	2,149.36	75,227,678	3.48	2027/6/29	1.68
7	アメリカ	特殊債券	G2 MA7535	542,007.68	13,054.38	70,755,755	13,082.25	70,906,830	3	2051/8/20	1.58
8	アメリカ	特殊債券	FN BF0242	514,228.87	13,612.47	69,999,277	13,636.69	70,123,802	3.5	2052/9/1	1.57
9	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.71%	3,000,000	2,228.39	66,851,947	2,225.90	66,777,223	2.71	2033/6/16	1.49
10	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.54%	3,050,000	2,167.31	66,103,193	2,166.66	66,083,429	2.54	2030/12/25	1.48
11	クウェー ト	国債証券	KUWAIT INTL BOND 3.5%	390,000	14,724.32	57,424,874	14,733.58	57,460,996	3.5	2027/3/20	1.28
12	国際機関	特殊債券	EUROPEAN UNION 1.625%	319,852	16,532.44	52,879,370	16,519.34	52,837,466	1.625	2029/12/4	1.18
13	アメリカ	社債券	WFCIT 2024-A1 A	325,000	15,101.15	49,078,763	15,090.59	49,044,447	4.94	2029/2/15	1.10
14	アメリカ	特殊債券	FR SD7543	374,083.5	12,443.64	46,549,627	12,482.26	46,694,105	2.5	2051/8/1	1.04
15	アメリカ	地方債証 券	CALIFORNIA ST 7.625%	250,000	17,635.09	44,087,726	17,677.69	44,194,241	7.625	2040/3/1	0.99
16	アメリカ	特殊債券	FN FA0700	275,785.85	14,611.96	40,297,742	14,641.40	40,378,934	5	2054/7/1	0.90
17	日本	国債証券	第76回利付国債(30年)	52,550,000	71.06	37,343,606	70.92	37,268,460	1.4	2052/9/20	0.83
18	オランダ	特殊債券	BNG BANK NV 0.375%	190,000	19,505.47	37,060,407	19,513.27	37,075,230	0.375	2025/12/15	0.83
19	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.25%	210,000	16,955.24	35,606,022	16,938.12	35,570,054	2.25	2030/3/15	0.79
20	アメリカ		FN BM4343	240,012.55	14,501.67	34,805,841	14,530.92	34,876,050	4.5	2048/5/1	0.78
21	カナダ	地方債証 券	BRITISH COLUMBIA 4.95%	300,000	11,284.19	33,852,598	11,357.74	34,073,221	4.95	2040/6/18	0.76
22	アメリカ	特殊債券	FR RA5040	284,264.94	11,737.84	33,366,570	11,790.05	33,514,986	2	2051/4/1	0.75
23	日本	国債証券	第86回利付国債(30年)	37,000,000	88.03	32,571,100	87.69	32,448,260	2.4	2055/3/20	0.73
24	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP VAR	208,000	15,219.44	31,656,442	15,224.61	31,667,189	5.202	2029/4/25	0.71
25	韓国	社債券	POSCO 5.75%	200,000	15,300.67	30,601,346	15,292.00	30,584,017	5.75	2028/1/17	0.68
26	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC VAR	200,000	15,089.43	30,178,864	15,095.14	30,190,292	5.13	2028/11/19	0.67
27	アメリカ	社債券	DROCK 2023-1 A	200,000	14,971.80	29,943,603	14,969.94	29,939,889	4.72	2029/2/15	0.67
28	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 0.45%	200,000	14,621.95	29,243,907	14,623.38	29,246,767	0.45	2032/1/19	0.65
29	アメリカ	特殊債券	G2 MA1601	199,905.54	14,191.01	28,368,633	14,203.82	28,394,235	4	2044/1/20	0.63
30	アラブ首 長国連邦	社債券	ABU DHABI CRUDE 4.6%	200,000	13,351.73	26,703,463	13,487.11	26,974,232	4.6	2047/11/2	0.60

種類別及び業種別投資比率(2025年7月31日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
種類	投資比率(%)
国債証券	30.52
地方債証券	2.49
特殊債券	15.54
社債券	51.69
合計	100.24

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

参考情報

< モナリザ世界債券マザーファンド > (2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

> 【その他投資資産の主要なもの】 (2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

参考情報

< モナリザ世界債券マザーファンド > 有価証券先物取引等

(2025年7月31日現在)

										(2025年 / 月31	
資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	日本	大阪証券 取引所	長期国債標準 物先物	売建	6	日本円	824,580,000	824,580,000	828,180,000	828,180,000	18.50
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 10U 2509	売建	4	米ドル	450,687.49	67,328,204	451,750	67,486,932	1.51
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 10Y 2509	買建	17	米ドル	1,889,409.62	282,258,903	1,887,000	281,898,930	6.30
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 2Y 2509	売建	4	米ドル	828,593.74	123,783,619	828,218.74	123,727,598	2.76
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 20Y 2509	買建	9	米ドル	1,020,707.06	152,483,427	1,024,875	153,106,076	3.42
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 30Y 2509	買建	3	米ドル	348,000	51,987,720	350,437.5	52,351,858	1.17
	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	CBT 5Y 2509	買建	5	米ドル	540,868.13	80,800,290	540,937.5	80,810,653	1.81
	カナダ	モントリ オール取 引所	MON 10Y 2509	買建	13	カナダ ドル	1,555,352.58	167,962,525	1,561,040	168,576,709	3.77
	ドイツ	ユー クス イツ ま 数 取 所	BOBL 2509	買建	20	ユーロ	2,347,505.72	400,836,602	2,344,800	400,374,600	8.95
	ドイツ	ユー クス イツ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	BTP 2509	買建	6	ユーロ	722,580	123,380,535	723,540	123,544,455	2.76
	ドイツ	ユークス イツ 大物取 所	BUND10Y 2509	買建	6	ユーロ	777,551.43	132,766,907	777,180	132,703,485	2.97
	ドイツ	ユ クス イツ 先物 取 所	BUXL 2509	売建	4	ユーロ	466,517.14	79,657,802	466,560	79,665,120	1.78
	ドイツ	ユーレック イツ 金融 先物取引 所	OAT 2509	買建	5	ユーロ	615,150	105,036,862	615,750	105,139,312	2.35
	ドイツ	ユー クス イツ ま物 取 所	SCHATZ 2509	買建	38	ユーロ	4,070,664.3	695,065,929	4,068,660	694,723,695	15.52
	オース トラリ ア	シドニー 先物取引 所	SFE10Y 2509	買建	8	オース トラリ アドル	903,694	86,953,436	910,643.52	87,622,119	1.96
	オース トラリ ア	シドニー 先物取引 所	SFE3Y 2509	売建	21	オース トラリ アドル	2,249,832.48	216,478,880	2,255,410.08	217,015,557	4.85
	イギリス	インター コンチネ ンタル取 引所	GILT 2509	買建	8	英ポン ド	732,221.36	144,928,573	735,120	145,502,301	3.25
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
その他 先物取 引	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	239,562.5	35,788,242	239,462.5	35,773,303	0.80
וכן	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	240,150	35,876,008	240,050	35,861,069	0.80
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	240,725	35,961,908	240,600	35,943,234	0.80
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	241,300	36,047,807	241,175	36,029,133	0.81
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	241,687.5	36,105,695	241,600	36,092,624	0.81
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	241,875	36,133,706	241,837.5	36,128,104	0.81
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	241,925	36,141,176	241,925	36,141,176	0.81
	アメリ カ	シカゴ商 業取引所	CME 3MO SOFR	売建	1	米ドル	241,862.5	36,131,839	241,900	36,137,441	0.81
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	480,525	95,110,313	480,475	95,100,417	2.12
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	13	英ポン ド	3,129,912.5	619,503,582	3,129,262.5	619,374,927	13.84
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,175	95,436,898	482,075	95,417,105	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,525	95,506,173	482,400	95,481,432	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,650	95,530,914	482,550	95,511,121	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,650	95,530,915	482,575	95,516,070	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,500	95,501,225	482,450	95,491,328	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	ICE 3M SONIA	買建	2	英ポン ド	482,300	95,461,639	482,275	95,456,691	2.13
	イギリ ス	インター コンチネ ンタル取 引所	3M EURIBOR	売建	4	ユーロ	980,322.38	167,390,046	980,100	167,352,075	3.74

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第34計算期間末	(2016年1月25日)	10,924	10,984	1.0860	1.0920
第35計算期間末	(2016年7月25日)	7,398	7,438	1.1230	1.1290
第36計算期間末	(2017年1月25日)	7,502	7,544	1.0824	1.0884
第37計算期間末	(2017年7月25日)	7,508	7,550	1.0811	1.0871
第38計算期間末	(2018年1月25日)	7,339	7,380	1.0705	1.0765
第39計算期間末	(2018年7月25日)	7,092	7,133	1.0427	1.0487
第40計算期間末	(2019年1月25日)	6,976	7,017	1.0358	1.0418
第41計算期間末	(2019年7月25日)	7,224	7,264	1.0801	1.0861
第42計算期間末	(2020年1月27日)	6,975	7,013	1.0787	1.0847
第43計算期間末	(2020年7月27日)	7,157	7,196	1.1165	1.1225
第44計算期間末	(2021年1月25日)	6,911	6,948	1.1130	1.1190
第45計算期間末	(2021年7月26日)	6,653	6,690	1.0994	1.1054
第46計算期間末	(2022年1月25日)	6,276	6,288	1.0631	1.0651
第47計算期間末	(2022年7月25日)	5,655	5,667	0.9681	0.9701
第48計算期間末	(2023年1月25日)	5,383	5,395	0.9256	0.9276
第49計算期間末	(2023年7月25日)	5,160	5,172	0.8918	0.8938
第50計算期間末	(2024年1月25日)	4,967	4,978	0.8818	0.8838
第51計算期間末	(2024年7月25日)	4,729	4,740	0.8719	0.8739
第52計算期間末	(2025年1月27日)	4,505	4,516	0.8604	0.8624
第53計算期間末	(2025年7月25日)	4,469	4,480	0.8678	0.8698
	2024年7月末日	4,763	-	0.8771	-
	8月末日	4,797	-	0.8843	-
	9月末日	4,820	-	0.8910	-
	10月末日	4,720	-	0.8711	-
	11月末日	4,657	-	0.8744	-
	12月末日	4,537	-	0.8630	-
	2025年 1 月末日	4,542	-	0.8653	-
	2月末日	4,553	-	0.8722	-
	3月末日	4,535	-	0.8665	-
	4月末日	4,516	-	0.8712	-
	5 月末日	4,476	-	0.8667	-
	6月末日	4,501	-	0.8727	-
	7月末日	4,474	-	0.8678	-

⁽注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第34計算期間	2015年7月28日~2016年1月25日	0.0060
第35計算期間	2016年 1 月26日 ~ 2016年 7 月25日	0.0060
第36計算期間	2016年7月26日~2017年1月25日	0.0060
第37計算期間	2017年 1 月26日 ~ 2017年 7 月25日	0.0060
第38計算期間	2017年 7 月26日 ~ 2018年 1 月25日	0.0060
第39計算期間	2018年 1 月26日 ~ 2018年 7 月25日	0.0060
第40計算期間	2018年7月26日~2019年1月25日	0.0060
第41計算期間	2019年 1 月26日 ~ 2019年 7 月25日	0.0060
第42計算期間	2019年7月26日~2020年1月27日	0.0060
第43計算期間	2020年 1 月28日 ~ 2020年 7 月27日	0.0060
第44計算期間	2020年7月28日~2021年1月25日	0.0060
第45計算期間	2021年 1 月26日 ~ 2021年 7 月26日	0.0060
第46計算期間	2021年7月27日~2022年1月25日	0.0020
第47計算期間	2022年 1 月26日 ~ 2022年 7 月25日	0.0020
第48計算期間	2022年7月26日~2023年1月25日	0.0020
第49計算期間	2023年 1 月26日 ~ 2023年 7 月25日	0.0020
第50計算期間	2023年7月26日~2024年1月25日	0.0020
第51計算期間	2024年 1 月26日 ~ 2024年 7 月25日	0.0020
第52計算期間	2024年 7 月26日 ~ 2025年 1 月27日	0.0020
第53計算期間	2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月25日	0.0020

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第34計算期間	2015年7月28日~2016年1月25日	0.7
第35計算期間	2016年 1 月26日 ~ 2016年 7 月25日	4.0
第36計算期間	2016年7月26日~2017年1月25日	3.1
第37計算期間	2017年 1 月26日 ~ 2017年 7 月25日	0.4
第38計算期間	2017年7月26日~2018年1月25日	0.4
第39計算期間	2018年 1 月26日 ~ 2018年 7 月25日	2.0
第40計算期間	2018年7月26日~2019年1月25日	0.1
第41計算期間	2019年 1 月26日 ~ 2019年 7 月25日	4.9
第42計算期間	2019年7月26日~2020年1月27日	0.4
第43計算期間	2020年 1 月28日 ~ 2020年 7 月27日	4.1
第44計算期間	2020年7月28日~2021年1月25日	0.2
第45計算期間	2021年 1 月26日 ~ 2021年 7 月26日	0.7
第46計算期間	2021年7月27日~2022年1月25日	3.1
第47計算期間	2022年 1 月26日 ~ 2022年 7 月25日	8.7
第48計算期間	2022年7月26日~2023年1月25日	4.2
第49計算期間	2023年 1 月26日 ~ 2023年 7 月25日	3.4
第50計算期間	2023年7月26日~2024年1月25日	0.9
第51計算期間	2024年 1 月26日 ~ 2024年 7 月25日	0.9
第52計算期間	2024年7月26日~2025年1月27日	1.1
第53計算期間	2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月25日	1.1

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

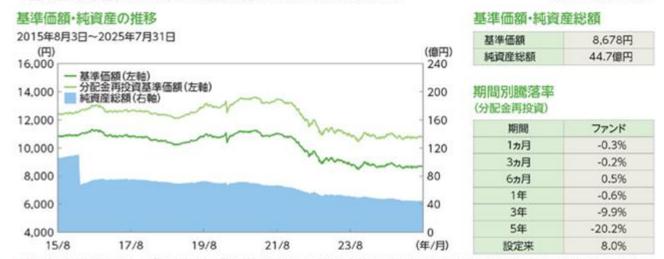
期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第34計算期間	2015年7月28日~2016年1月25日	653,267,672	300,332,817	10,059,436,018
第35計算期間	2016年 1 月26日 ~ 2016年 7 月25日	860,950,056	4,331,894,217	6,588,491,857
第36計算期間	2016年7月26日~2017年1月25日	842,022,947	499,337,913	6,931,176,891
第37計算期間	2017年 1 月26日 ~ 2017年 7 月25日	580,190,175	566,590,756	6,944,776,310
第38計算期間	2017年7月26日~2018年1月25日	478,926,915	567,786,026	6,855,917,199
第39計算期間	2018年 1 月26日 ~ 2018年 7 月25日	403,690,735	457,494,267	6,802,113,667
第40計算期間	2018年7月26日~2019年1月25日	377,385,106	443,722,974	6,735,775,799
第41計算期間	2019年 1 月26日 ~ 2019年 7 月25日	399,895,752	447,086,191	6,688,585,360
第42計算期間	2019年7月26日~2020年1月27日	424,971,676	647,379,177	6,466,177,859
第43計算期間	2020年 1 月28日 ~ 2020年 7 月27日	396,836,533	452,167,324	6,410,847,068
第44計算期間	2020年7月28日~2021年1月25日	314,339,724	515,722,047	6,209,464,745
第45計算期間	2021年1月26日~2021年7月26日	301,361,152	458,673,561	6,052,152,336
第46計算期間	2021年7月27日~2022年1月25日	292,454,192	440,465,696	5,904,140,832
第47計算期間	2022年 1 月26日 ~ 2022年 7 月25日	273,460,479	335,307,905	5,842,293,406
第48計算期間	2022年7月26日~2023年1月25日	256,758,109	282,747,261	5,816,304,254
第49計算期間	2023年 1 月26日 ~ 2023年 7 月25日	263,163,116	292,308,423	5,787,158,947
第50計算期間	2023年7月26日~2024年1月25日	242,745,881	396,066,146	5,633,838,682
第51計算期間	2024年1月26日~2024年7月25日	211,615,501	421,172,003	5,424,282,180
第52計算期間	2024年7月26日~2025年1月27日	210,531,199	397,591,862	5,237,221,517
第53計算期間	2025年1月28日~2025年7月25日	206,746,636	292,892,936	5,151,075,217

(参考)運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2025年7月31日現在



[◆]分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。◆基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23/7/25	24/1/25	24/7/25	25/1/27	25/7/25	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	2,230円

[●]運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

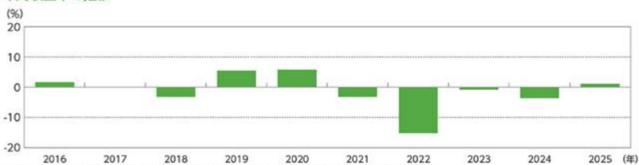
主要な資産の状況

組入上位銘柄

	通貨	銘柄名	價速日	種別	格付け®	クーポン	比率
1	SEK	スウェーデン国債	2028/5/12	国債	AAA/Aaa	0.750%	5.6%
2	JPY	第191回利付国債(20年)	2044/12/20	国債	A+/A1	2.000%	3.0%
3	CNH	中国围債	2031/12/12	田債	A+/A1	4.150%	2.9%
4	CNH	中国国債	2026/12/12	国債	A+/A1	3.850%	2.1%
5	CAD	カナダ国債	2028/6/1	国債	AAA/Aaa	2.000%	2.1%
6	CNH	中国国債	2027/6/29	国債	A+/A1	3.480%	1.7%
7	USD	ジニーメイ	2051/8/20	政府関係機関債	AA+/Aa1	3.000%	1.6%
8	USD	ファニーメイ	2052/9/1	政府関係機関債	AA+/Aa1	3.500%	1.6%
9	CNH	中国国債	2033/6/16	国債	A+/A1	2.710%	1.5%
10	CNH	中国国債	2030/12/25	国債	A+/A1	2.540%	1.5%

⁽注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。NRは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- ●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- ●2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*1 受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分*2 までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - * 1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。
 - *2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには原則として申込手数料および 当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再 投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手 可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス: https://www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「モナリザ」)。

- (4) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。また、別途買付にかかる契約を結ばれている場合は、当該契約によります。
- (5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の原則として午後3時30分^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
 - *1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。
 - *2 販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
- (2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3)ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:https://www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「モナリザ」)。

- (5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6)信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7)金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b.約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産 総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財 産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨 建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (4587)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: https://www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「モナリザ」)。年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年12月4日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年1月26日から7月25日までおよび7月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年12月4日から1999年7月26日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を 交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰 上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記り.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし、他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは(新受託者の選任を行う場合は、下記り.に定める手続を準用します。)、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者としての任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は新受託者を選任します。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b . 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を 交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c . 反対者の買取請求権

上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a . または上記 b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託 先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備 されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業 務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g . 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h.信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やか に登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。

i . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等 に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5)換金(解約)手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期計算期間(2025年1月28日から2025年7月25日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第52期 (2025年1月27日現在)	第53期 (2025年 7 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,545,133,770	4,506,807,846
未収入金	6,995,187	4,303,644
流動資産合計	4,552,128,957	4,511,111,490
資産合計	4,552,128,957	4,511,111,490
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,474,443	10,302,150
未払解約金	6,995,187	4,303,644
未払受託者報酬	1,318,669	1,215,056
未払委託者報酬	26,373,232	24,301,009
その他未払費用	1,004,477	1,056,645
流動負債合計	46,166,008	41,178,504
負債合計	46,166,008	41,178,504
純資産の部		
元本等		
元本	5,237,221,517	5,151,075,217
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	731,258,568	681,142,231
(分配準備積立金)	477,372,394	494,125,412
元本等合計	4,505,962,949	4,469,932,986
純資産合計	4,505,962,949	4,469,932,986
負債純資産合計	4,552,128,957	4,511,111,490

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第52期 自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	第53期 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	21,306,942	75,615,374
二 営業収益合計	21,306,942	75,615,374
三 営業費用		
受託者報酬	1,318,669	1,215,056
委託者報酬	26,373,232	24,301,009
その他費用	1,004,477	1,056,645
営業費用合計	28,696,378	26,572,710
営業利益又は営業損失()	50,003,320	49,042,664
経常利益又は経常損失()	50,003,320	49,042,664
当期純利益又は当期純損失()	50,003,320	49,042,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	328,118	1,972,681
期首剰余金又は期首欠損金()	695,078,358	731,258,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,883,771	40,860,830
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	50,883,771	40,860,830
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,258,100	27,512,326
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	26,258,100	27,512,326
分配金	10,474,443	10,302,150
ガラック	731,258,568	681,142,231

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第52期 自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	第53期 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
1 . 有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
評価方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左
	証券の基準価額で評価しております。	
2.その他財務諸表作成のた	計算期間の取扱い	計算期間の取扱い
めの基礎となる事項	2025年 1 月25日及びその翌日が休業日	2025年1月25日及びその翌日が休業日
	のため、当計算期間末日は2025年1月27	のため、当計算期間期首は2025年1月28
	日としております。	日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第52期 (2025年 1 月27日現在)	第53期 (2025年 7 月25日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	5,424,282,180円	5,237,221,517円
期中追加設定元本額	210,531,199円	206,746,636円
期中一部解約元本額	397,591,862円	292,892,936円
2 . 受益権の総数	5,237,221,517□	5,151,075,217□
3.元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、	純資産額が元本総額を下回っており、
	その差額は731,258,568円であります。	その差額は681,142,231円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(頂血及び利示並可昇自に関する圧む)				
区分	第52期 自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	第53期 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日		
分配金の計算過程				
費用控除後の配当等収益額	54,068,173円	53,189,201円		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円		
収益調整金額	1,696,157,855円	1,687,143,750円		
分配準備積立金額	433,778,664円	451,238,361円		
本ファンドの分配対象収益額	2,184,004,692円	2,191,571,312円		
本ファンドの期末残存口数	5,237,221,517口	5,151,075,217口		
10,000口当たり収益分配対象額	4,170円	4,254円		
10,000口当たり分配金額	20円	20円		
収益分配金金額	10,474,443円	10,302,150円		

⁽注)上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第52期 自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	第53期 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づ	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	き行っております。 本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発	同左
	生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあ	
3.金融商品に係るリスク管理体制	ります。 コンプライアンス部門ならびにオインのいる。 コンプライアンス部門ならびにオインのいる。 エーションを主要では、活動のでは、法令やっている。 エーシッグを表示がいます。 コングを行っております。 コングを行っております。 コングを行っております。 コングを行ったは独立したのでで、は、リスク管理を行い、関係を表がらずでで、リスクを関係でで、リスクを関係を表がある。 コングを関係を表がらば、リスクには、できる。 コングを関係を表がらば、リスクには、できる。 コングを関係を表がらば、リスクには、の関係のでは、リスクには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左
	リ、リスク管理等任命にからの報告 事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性にて、 必要な報告聴取、調査、検討、決スク 検討委員会は、流動性リスク管理の 適切な実施の確保や流動性リスク管理 態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理 に関する規程を定めファンドの組入 資産モニタリングを実施するととも に、緊急時対応策の策定・検証など を行います。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	第52期 自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	第53期 自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第52期 (2025年1月27日現在)	第53期 (2025年 7 月25日現在)	
↑ Έ ≠ Η	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	価差額 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	12,880,180	74,745,816	
合計	12,880,180	74,745,816	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第52期 (2025年1月27日現在)	第53期 (2025年 7 月25日現在)
1 口当たり純資産額	0.8604円	0.8678円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	モナリザ世界債券マザーファン ド	3,063,354,980	4,506,807,846	
É	計		3,063,354,980	4,506,807,846	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「モナリザ世界債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

(1) 貝佰刈照衣	注記	(2025年1月27日現在)	(2025年7月25日現在)
区分	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		17,212,126	12,254,044
コール・ローン		205,995,765	88,559,936
国債証券		894,945,640	1,402,909,313
地方債証券		176,711,029	110,328,647
特殊債券		771,227,126	690,760,942
社債券		2,454,089,797	2,276,770,516
派生商品評価勘定		80,322,085	27,499,428
未収入金		2,832,485	3,572,441
未収利息		32,926,739	32,522,122
前払金		7,244,421	-
前払費用		976,870	903,267
その他未収収益		-	573,361
差入委託証拠金		52,633,840	43,275,167
流動資産合計		4,697,117,923	4,689,929,184
資産合計		4,697,117,923	4,689,929,184
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		79,178,550	143,269,979
未払金		65,664,898	35,664,012
未払解約金		6,995,187	4,303,644
流動負債合計		151,838,635	183,237,635
負債合計		151,838,635	183,237,635
純資産の部			
元本等			
元本		3,141,507,997	3,063,354,980
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,403,771,291	1,443,336,569
元本等合計		4,545,279,288	4,506,691,549
純資産合計		4,545,279,288	4,506,691,549
負債純資産合計		4,697,117,923	4,689,929,184

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(=2,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0		
区分	自 2024年 7 月26日 至 2025年 1 月27日	自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
1 . 有価証券の評価基準	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
及び評価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団法人	同左
	投資信託協会規則に従い、時価評価してお	
	ります。	
2 . デリバティブの評価	(1)為替予約取引	(1)為替予約取引
基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが	同左
	国における対顧客先物売買相場の仲値に	
	よって計算しております。	
	(2) 直物為替先渡取引	(2) 直物為替先渡取引
	直物為替先渡取引の評価は、原則とし	同左
	て、価格情報会社の提供する先物売買相	
	場の仲値によって計算しております。	
	(3) 先物取引	(3) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社団法	同左
	人投資信託協会規則に従い、時価評価し	
	ております。	
3 . その他財務諸表作成	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
のための基礎となる	外貨建取引については、「投資信託財産	同左
事項	の計算に関する規則」(平成12年総理府令	
	第133号)第60条に基づき、取引発生時の外	
	国通貨の額をもって記録する方法を採用し	
	ております。但し、同61条に基づき、外国	
	通貨の売却時において、当該外国通貨に加	
	えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外	
	貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に	
	対する当該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円	
	換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換	
	算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資	
	産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基	
	金勘定を相殺した差額を為替差損益とする	
	計理処理を採用しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年1月27日現在)	(2025年7月25日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	3,280,568,390円	3,141,507,997円
期中追加設定元本額	125,902,069円	122,659,370円
期中一部解約元本額	264,962,462円	200,812,387円
期末元本額	3,141,507,997円	3,063,354,980円
元本の内訳		
モナリザ ゴールドマン・サック ス世界債券ファンド	3,141,507,997円	3,063,354,980円
2.受益権の総数	3,141,507,997□	3,063,354,980□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年7月26日 至 2025年1月27日	自 2025年1月28日 至 2025年7月25日
 1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	 同左
	て、有価証券等への投資ならびにデ	132
	リバティブ取引を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行って おります。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	│産は国債証券、地方債証券、特殊債 │券、社債券であり、売買目的で保有	
	が、社員がとめり、党員日時と体育 しております。	
	デリバティブ取引には、通貨関連	
	│では為替予約取引、直物為替先渡取 │引、債券関連では先物取引、金利関	
	連では先物取引が含まれておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産	
	に属する資産の効率的な運用に資す るため、ならびに価格変動リスクを	
	回避する目的で利用しています。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	│ スクは価格が変動する事によって発 │ 生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、 及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	八場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 	コンプライアンス部門ならびにオ ペレーション部門では、運用チーム	同左
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	│か、また日々のポジションのモニタ │リングを行っております。	
	運用チームとは独立したリスク管	
	│ 理専任部門がファンドのリスク管理 │ を行います。リスク管理専任部門で	
	は、運用チームと独立した立場で、	
	運用チームにより構築されたポジ	
	│ションのリスク水準をモニタリング │し、各運用チーム、委託会社のリス	
	ク検討委員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、委託会社の関係を部署の代表から構成されてお	
	│関係各部署の代表から構成されてお │ り、リスク管理専任部門からの報告	
	事項等(ファンドの運営に大きな影	
	響を与えると判断された流動性に関 する事項を含みます。)に対して、	
	必要な報告聴取、調査、検討、決定	
	等を月次で行います。また、リスク	
	検討委員会は、流動性リスク管理の 適切な実施の確保や流動性リスク管	
	理態勢について監督します。	
	委託会社では、流動性リスク管理	
	│ に関する規程を定めファンドの組入 │ 資産モニタリングを実施するととも	
	に、緊急時対応策の策定・検証など	
	を行います。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2024年7月26日 至 2025年1月27日	自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月25日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2.時価の算定方法	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品で決済では、短期間で決済では、価額を時価に関連をきなのでは、価値を時価をは、有価証券では、有価証券では、有価証券では、有価証券では、有価証券では、市場合には、市場の価格推移では、同種の価格推移に、定期の価格推移のでは、同種の価格推移に、定期の価格性をで、に関いるには、同種の価をは、同種の価格をで、に対しております。なお、同種の価格性をで、なお、同種の価格をで、なお、同種の価格をで、に対しております。なが、に対しております。なが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	同左 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。金融商品の時価の算定においるため、算なる前提条件等を採用しているため、当該価額が異なることもありまる。また、デリバティブ取引に関するマンでは新りにおける名目的な契約額における名目を変われて、以は計算上の想定元本であり、当な名目体がデリバティブ取引のリません。	(3) デリバティブ取引 同左 同左

(有価証券に関する注記)

売買	目的	有	価証差	券

	(2025年1月27日現在)	(2025年7月25日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	2,483,961	10,030,320	
地方債証券	442,646	1,458,503	
特殊債券	4,493,715	9,512,292	
社債券	4,654,795	31,099,915	
合計	3,087,687	29,123,384	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)債券関連

			(2025年	 ₹1月27日現在)		(2025年 7 月25日現在)			
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	債券先物取 引								
市場取引	買建	2,180,359,577	-	2,137,952,756	42,406,821	1,849,526,510	-	1,841,860,202	7,666,308
	売建	776,916,440	1	744,923,472	31,992,968	1,543,095,180	-	1,531,546,305	11,548,875
	合計	2,957,276,017	-	2,882,876,228	10,413,853	3,392,621,690		3,373,406,507	3,882,567

(2) 通貨関連

			(2025年	F 1月27日現在)			(2025年	∓ 7 月25日現在)	
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	為替予約取 引		, ,						
	買建								
	米ドル	447,364,608	-	446,156,669	1,207,939	486,917,516	-	492,442,092	5,524,576
	カナダド ル	31,111,253	-	30,448,552	662,701	71,885,378	-	72,426,240	540,862
	ユーロ	33,026,548	-	32,831,447	195,101	134,446,267	-	136,502,972	2,056,705
	英ポンド	49,411,782	-	48,773,326	638,456	55,298,158	-	55,461,786	163,628
	スイスフ ラン	-	-	-	-	25,165,879	-	25,422,500	256,621
	スウェー デンク ローナ	20,613,569	-	20,402,167	211,402	79,204,026	-	79,830,015	625,989
	ノル ウェーク ローネ	52,432,701	-	52,454,780	22,079	36,701,064	-	36,665,729	35,335
	オースト ラリアド ル	20,658,000	-	20,499,572	158,428	39,241,658	-	39,758,685	517,027
	ニュー ジーラン ドドル	26,605,059	-	26,460,899	144,160	20,427,120	-	20,567,311	140,191
市場	売建								
以外	米ドル	2,905,127,196	-	2,873,925,687	31,201,509	2,859,495,561	-	2,938,962,394	79,466,833
の取引	カナダド ル	204,943,653	-	202,812,765	2,130,888	182,840,766	-	184,184,217	1,343,451
	メキシコ ペソ	11,979,935	-	12,062,542	82,607	12,730,824	-	13,448,248	717,424
	ユーロ	843,176,294	-	849,303,465	6,127,171	813,682,555	-	834,633,428	20,950,873
	英ポンド	338,777,840	-	339,950,208	1,172,368	247,360,575	-	254,168,791	6,808,216
	スイスフ ラン	45,182,959	-	44,437,998	744,961	59,123,194	-	61,537,888	2,414,694
	スウェー デンク ローナ	34,987,631	-	34,681,756	305,875	323,434,091	-	329,092,636	5,658,545
	ノル ウェーク ローネ	25,518,882	-	25,441,233	77,649	26,417,859	-	26,492,232	74,373
	デンマー ククロー ネ	7,457,807	-	7,460,969	3,162	7,769,049	-	7,972,041	202,992
	ポーラン ドズロチ オースト	9,726,964	-	10,015,311	288,347	10,275,789	-	11,013,525	737,736
	ラリアド ル ニュー	-	-	-	-	39,245,422	-	39,661,365	415,943
	ジーラン ドドル	41,473,389	-	41,422,005	51,384	62,481,603	-	63,054,266	572,663
	オフショ ア人民元	467,027,248	-	481,158,311	14,131,063	457,566,126	-	470,638,529	13,072,403
	合計	5,616,603,318	-	5,600,699,662	9,511,440	6,051,710,480	-	6,193,936,890	122,645,882

			(2025年 1 月27日現在)			(2025年 7 月25日現在)			
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益(円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益(円)
	直物為替先 渡取引								
	買建								
市場 取引 以外 の取	インドネ シアルピ ア	3,838,963	-	3,851,274	12,311	-	-	-	-
引	売建								
	インドネ シアルピ ア	23,203,354	-	23,033,429	169,925	13,306,167	-	13,353,028	46,861
	合計	27,042,317	-	26,884,703	182,236	13,306,167	1	13,353,028	46,861

(3) 金利関連

			(2025年1月	月27日現在)		(2025年7月25日現在)			
分	種類	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場	金利先物取引								
取引	買建	2,607,935,544	1,631,737,416	2,603,841,408	4,094,136	1,676,167,704	718,926,301	1,678,720,521	2,552,817
51	売建	2,495,189,247	1,360,529,301	2,489,231,399	5,957,848	964,410,868	517,812,326	963,924,060	486,808
	合計	5,103,124,791	2,992,266,717	5,093,072,807	1,863,712	2,640,578,572	1,236,738,627	2,642,644,581	3,039,625

(注)時価の算定方法

- ・先物取引
 - 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 - 2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
- ・為替予約取引
 - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

- 2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。
- ・直物為替先渡取引
 - 1. 直物為替先渡取引の受渡し日(以下「当該日」という。)の仲値が価格情報会社より提供されている場合は、当該直物為替先渡取引は当該価格情報会社の提供する仲値により評価しております。
 - 2.当該日の仲値が価格情報会社より提供されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (1) 当該日を超える先物相場が価格情報会社により提供されている場合には、提供されている先物相場のうち 当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - (2) 当該日を超える先物相場が価格情報会社により提供されていない場合には、提供されている先物相場のうち当該日に最も近い先物相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2025年 1 月27日現在)	(2025年 7 月25日現在)
1口当たり純資産額	1.4468円	1.4712円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第15回利付国債(40年)	29,500,000	15,694,590	
		第76回利付国債(30年)	52,550,000	37,343,606	
		第86回利付国債(30年)	37,000,000	32,571,100	
		第191回利付国債(20年)	143,800,000	132,418,230	
小計				218,027,526	
米ドル	国債証券	KUWAIT INTL BOND 3.5%	390,000.00	384,395.70	
		REPUBLIC OF PERU 5.5%	10,000.00	9,930.00	
		ROMANIA 3%	10,000.00	9,680.00	
		UNITED MEXICAN 4.28%	200,000.00	150,812.00	
		US TREASURY N/B 5%	240,000.00	241,575.00	
	地方債証券	CALIFORNIA ST 7.625%	250,000.00	295,118.32	
		ILLINOIS ST 6.725% SINK	76,923.07	80,330.34	
	特殊債券	FG C03713	14,980.92	15,058.00	
		FG G08837	60,585.70	58,300.92	
		FG G67713	49,017.02	46,181.55	
		FHMS KF153 AS	76,574.52	76,716.29	
		FN AB8700	9,392.31	8,495.28	
		FN AE4446	27,833.04	26,736.03	
		FN AL7495	65,195.11	60,124.82	
		FN AL7951	70,214.56	64,669.41	
		FN AY4203	15,545.60	14,325.39	
		FN AY6303	9,605.81	8,848.34	
		FN BA2899	7,339.21	6,759.60	
		FN BF0242	514,228.87	468,567.35	
		FN BM1121	52,833.88	48,364.17	
		FN BM1359	86,997.91	79,637.94	
		FN BM2007	65,606.08	61,383.23	
		FN BM4343	240,012.55	232,986.42	
		FN CA2580	146,409.90	142,261.15	
		FN FA0700	275,785.85	269,748.59	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FN FM7777	155,965.36	146,413.79	
		FNR 2012-111 B	3,852.68	4,101.73	
		FNR 2012-153 B	15,312.47	16,535.09	
		FR RA5040	284,264.94	223,352.10	
		FR SD7543	374,083.50	311,598.01	
		G2 MA1601	199,905.54	189,896.46	
		G2 MA2304	6,004.09	5,694.12	
		G2 MA2962	13,031.08	12,332.27	
		G2 MA3106	32,643.26	30,882.01	
		G2 MA5265	90,063.43	87,103.16	
		G2 MA7535	542,007.68	473,631.13	
	社債券	ABU DHABI CRUDE 4.6%	200,000.00	178,750.00	
		AERCAP IRELAND 3.65%	150,000.00	147,508.67	
		AIR LEASE CORP 2.2%	84,000.00	81,302.12	
		AIR LEASE CORP 3%	75,000.00	69,943.27	
		ALLY FINANCIAL INC 7.1%	25,000.00	26,253.25	
		AMERICAN HOMES 4 4.9%	61,000.00	61,561.33	
		AMERICAN HOMES 4 5.5%	25,000.00	25,194.95	
		AMERICAN TOWER CORP 5.5%	75,000.00	76,867.63	
		AMERICAN TOWER CORP 5%	25,000.00	25,374.29	
		AMGEN INC 5.15%	50,000.00	50,947.89	
		AMGEN INC 5.25%	100,000.00	102,729.42	
		AMXCA 2025-3 A	100,000.00	100,742.39	
		AUTONATION INC 1.95%	44,000.00	40,749.35	
		AUTONATION INC 4.75%	73,000.00	72,302.83	
		BACM 2017-BNK3 A4	40,000.00	39,254.39	
		BANK 2021-BN31 A4	100,000.00	86,264.42	
		BANK 2021-BN31 AS	100,000.00	84,676.59	
		BANK 2021-BN37 A5	150,000.00	130,807.68	
		BANK 2022-BNK39 A4	125,000.00	110,386.97	
		BANK 2022-BNK40 A4	100,000.00	90,887.55	
		BANK 2024-BNK47 A5	75,000.00	78,268.44	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	208,000.00	211,904.69	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	100,000.00	102,129.37	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BANK OF AMERICA CORP VAR	25,000.00	22,356.32	
		BANK5 2023-5YR1 A3	100,000.00	103,629.20	
		BANK5 2025-5YR14 A3	100,000.00	103,607.76	
		BBCMS 2022-C18 A5	50,000.00	51,909.82	
		BBCMS 2024-C24 A5	100,000.00	102,087.51	
		BBCMS 2025-5C34 A3	100,000.00	103,811.23	
		BMARK 2020-B20 AS	100,000.00	83,555.46	
		BMARK 2022-B32 A5	75,000.00	65,498.03	
		BMARK 2022-B37 A5	30,000.00	31,422.09	
		BMARK 2024-V7 A3	100,000.00	104,838.08	
		BMO 2023-C4 A5	150,000.00	149,822.40	
		BMO 2024-C8 A5	75,000.00	77,423.34	
		BMO 2025-5C10 A3	100,000.00	102,778.65	
		BMO 2025-5C11 A3	100,000.00	103,205.52	
		BMO 2025-C11 A5	100,000.00	103,682.81	
		BMWLT 2025-1 A3	75,000.00	75,139.77	
		BOEING CO 3.25%	25,000.00	20,936.95	
		BOEING CO 5.15%	175,000.00	177,626.63	
		BRDCOM CRP / FIN 3.5%	175,000.00	171,196.82	
		BROADCOM INC 3.187%	40,000.00	32,861.02	
		CADENCE DESIGN 4.3%	25,000.00	24,910.03	
		CAMPBELL SOUP CO 4.15%	33,000.00	32,770.81	
		CAMPBELL SOUP CO 5.2%	100,000.00	101,877.09	
		CAN IMPERIAL BK VAR	25,000.00	25,494.76	
		CARDINAL HEALTH 5.125%	18,000.00	18,347.58	
		CARDINAL HEALTH INC 5%	25,000.00	25,366.79	
		CBRE SERVICES INC 5.5%	25,000.00	25,738.18	
		CCCIT 2023-A1 A1	100,000.00	100,263.05	
		CENCORA INC 4.85%	34,000.00	34,361.83	
		CHENIERE CORP CH 5.125%	75,000.00	75,556.29	
		CHOICE HOTELS 3.7%	35,000.00	33,208.28	
		CHOICE HOTELS INTL 3.7%	61,000.00	56,548.59	
		CIGNA GROUP/THE 2.375%	59,000.00	52,150.53	
		CITIGROUP INC VAR	75,000.00	73,746.21	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CITIGROUP INC VAR	50,000.00	50,917.34	
		CITIGROUP INC VAR	25,000.00	24,687.08	
		CITIGROUP INC VAR	33,000.00	30,689.68	
		CITIZENS FIN GRP VAR	25,000.00	25,269.12	
		COUSINS LP 5.375%	25,000.00	25,180.06	
		CSAIL 2021-C20 A3	100,000.00	89,389.89	
		CVS HEALTH CORP 4.78%	33,000.00	29,967.61	
		CVS HEALTH CORP 5.25%	25,000.00	25,433.09	
		CVS HEALTH CORP 5%	47,000.00	47,557.46	
		CWALT 2005-24 1A1	22,232.35	21,408.69	
		DCENT 2023-A1 A	60,000.00	59,924.92	
		DEUTSCHE TEL FIN 8.75%	25,000.00	29,332.53	
		DIAMONDBACK ENER 5.4%	25,000.00	24,957.29	
		DIAMONDBACK ENERGY 6.25%	33,000.00	35,005.48	
		DOLLAR GENERAL CORP 3.5%	29,000.00	27,474.00	
		DOMINION ENERGY INC 4.6%	25,000.00	25,106.60	
		DROCK 2023-1 A	200,000.00	200,439.14	
		DROCK 2023-2 A	100,000.00	100,129.71	
		DTE ENERGY CO 4.95%	25,000.00	25,232.50	
		EART 2025-1A A2	105,418.12	105,381.16	
		EART 2025-3A A3	100,000.00	100,198.66	
		ENBRIDGE INC 5.7%	25,000.00	25,824.16	
		ENBRIDGE INC 6.2%	25,000.00	26,606.25	
		ENBRIDGE INC 6%	57,000.00	59,662.66	
		ENERGY TRANSFER LP 6.1%	50,000.00	52,333.33	
		ENERGY TRANSFER LP 6.4%	50,000.00	53,585.09	
		EVERSOURCE ENERGY 5.85%	25,000.00	26,184.33	
		EXPEDIA GROUP INC 3.25%	25,000.00	23,530.76	
		EXPEDIA GROUP INC 4.625%	100,000.00	100,160.80	
		FIFTH THIRD BANCORP VAR	77,000.00	77,587.78	
		FISERV INC 3.5%	25,000.00	23,973.75	
		FREEPORT-MCMORAN 4.25%	25,000.00	24,470.65	
		FREEPORT-MCMORAN 5.25%	63,000.00	63,638.25	
		GENERAL MOTORS FINL 5%	50,000.00	50,255.36	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GMALT 2024-1 A3	175,000.00	175,409.76	
		GMALT 2025-2 A3	150,000.00	150,749.83	
		GMCAR 2024-1 A2A	15,360.17	15,367.12	
		GXO LOGISTICS INC 2.65%	25,000.00	21,807.40	
		HAROT 2023-4 A3	150,000.00	151,489.21	
		HAROT 2024-1 A2	10,639.54	10,647.83	
		HCA INC 3.125%	70,000.00	68,461.70	
		HCA INC 3.5%	25,000.00	23,520.19	
		HCA INC 5.45%	75,000.00	76,951.02	
		HSBC HOLDINGS PLC VAR	200,000.00	202,013.95	
		HUMANA INC 5.375%	18,000.00	18,296.98	
		HUNTINGTON BANCS VAR	40,000.00	41,840.60	
		HUNTINGTON BANCS VAR	50,000.00	50,926.27	
		HYATT HOTELS CORP 5.5%	50,000.00	49,967.18	
		INGERSOLL RAND INC 5.4%	48,000.00	49,266.45	
		INTERNATIONAL FL 4.45%	88,000.00	87,576.79	
		INVITATION HOMES 5.45%	92,000.00	94,661.52	
		JM SMUCKER CO 5.9%	62,000.00	64,790.81	
		JPMORGAN CHASE & CO VAR	25,000.00	23,404.89	
		JPMORGAN CHASE & CO VAR	165,000.00	170,956.72	
		JPMORGAN CHASE & CO VAR	38,000.00	36,906.54	
		KROGER CO 5%	50,000.00	49,310.63	
		L3HARRIS TECH INC 4.4%	25,000.00	24,979.92	
		L3HARRIS TECH INC 5.25%	25,000.00	25,659.17	
		LABORATORY CORP 4.35%	49,000.00	48,413.90	
		M&T BANK CORPORATION VAR	25,000.00	25,139.28	
		M&T BANK CORPORATION VAR	44,000.00	47,601.45	
		M&T BANK CORPORATION VAR	75,000.00	75,790.47	
		M&T BANK CORPORATION VAR	25,000.00	26,245.59	
		MARRIOTT INTL 4.875%	7,000.00	7,081.46	
		MBALT 2025-A A3	100,000.00	100,729.33	
		MORGAN STANLEY VAR	75,000.00	76,426.70	
		MORGAN STANLEY VAR	50,000.00	51,119.79	
		MPLX LP 2.65%	100,000.00	90,400.74	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		MSC 2021-L5 A4	100,000.00	89,322.19	
		MSC 2022-L8 A5	75,000.00	68,943.10	
		MSWF 2023-2 A2	100,000.00	104,740.44	
		NALT 2024-A A2A	64,432.02	64,491.14	
		NISOURCE INC 5.2%	25,000.00	25,563.40	
		NNN REIT INC 5.6%	25,000.00	25,678.75	
		NXP BV/NXP FDG 4.3%	100,000.00	98,850.51	
		NXP BV/NXP FDG/NXP 2.5%	25,000.00	22,009.95	
		OCCIDENTAL PETE 5.2%	25,000.00	25,045.71	
		OCCIDENTAL PETE 8.5%	50,000.00	52,641.29	
		ORACLE CORP 2.875%	75,000.00	67,990.15	
		ORACLE CORP 5.55%	50,000.00	45,970.59	
		ORACLE CORP 6.9%	14,000.00	15,273.56	
		ORIX CORP 4.65%	50,000.00	50,054.04	
		OTIS WORLDWIDE 5.25%	25,000.00	25,595.93	
		OWENS CORNING 3.5%	49,000.00	46,652.64	
		PHILIP MORRIS IN 5.625%	25,000.00	26,056.46	
		PNC FINANCIAL VAR	50,000.00	51,254.85	
		PNC FINANCIAL VAR	88,000.00	87,856.87	
		POSCO 5.75%	200,000.00	204,842.00	
		QUANTA SERVICES 4.75%	41,000.00	41,258.65	
		REALTY INCOME CORP 2.1%	25,000.00	23,644.88	
		RELX CAPITAL INC 4.75%	25,000.00	25,288.35	
		ROGERS COMMUNIC 5%	130,000.00	131,443.78	
		ROYALTY PHARMA PLC 5.4%	25,000.00	25,118.51	
		RTX CORP 5.75%	25,000.00	26,056.57	
		SA GLOBAL SUKUK 2.694%	200,000.00	178,291.00	
		SDART 2025-1 A3	150,000.00	150,319.71	
		SDART 2025-2 A2	94,589.55	94,628.59	
		SEMPRA ENERGY 3.4%	50,000.00	48,655.77	
		SEMT 2004-10 A3A	7,128.81	6,556.31	
		SOLVENTUM CORP 5.4%	25,000.00	25,709.88	
		SYNOPSYS INC 5%	50,000.00	50,488.26	
		T-MOBILE USA INC 2.7%	75,000.00	65,694.43	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		TAKE-TWO INTERAC 5.4%	57,000.00	58,603.84	
		TAOT 2023-B A3	118,507.56	118,718.55	
		TELEFONICA EUROP 8.25%	50,000.00	57,473.69	
		TRUIST FINANCIAL VAR	25,000.00	25,680.69	
		TRUIST FINANCIAL VAR	20,000.00	20,296.11	
		UNITEDHEALTH GROUP 4.25%	125,000.00	124,263.51	
		UNITEDHEALTH GRP 5.35%	43,000.00	43,913.45	
		US BANCORP VAR	50,000.00	51,753.18	
		US BANCORP VAR	25,000.00	25,660.88	
		US BANCORP VAR	25,000.00	25,471.52	
		VALE OVERSEAS 6.4%	20,000.00	19,465.00	
		WELLS FARGO CO VAR	25,000.00	25,506.76	
		WELLS FARGO CO VAR	25,000.00	23,311.95	
		WESTROCK MWV LLC 8.2%	50,000.00	57,205.35	
		WFCIT 2024-A1 A	325,000.00	328,527.77	
		WFCIT 2025-A1 A	100,000.00	100,493.04	
		WFCM 2019-C51 ASB	116,652.18	113,907.73	
		WFCM 2021-C59 A5	50,000.00	44,085.46	
		WFCM 2021-C61 A4	100,000.00	87,517.20	
		WFCM 2022-C62 A4	100,000.00	93,891.53	
		WFCM 2024-C63 A5	100,000.00	101,456.45	
		WILLIAMS COS INC 5.3%	50,000.00	51,196.02	
		WP CAREY INC 2.4%	93,000.00	81,891.00	
小計				16,542,767.94	
				(2,438,734,848)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	20,000.00	16,640.40	
		CANADIAN GOVERNMENT 2%	890,000.00	868,595.50	
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA 4.95%	300,000.00	313,479.00	
		ONTARIO PROVINCE 4.65%	100,000.00	100,925.00	
		QUEBEC PROVINCE 4.25%	100,000.00	94,623.00	
小計				1,394,262.90	
				(150,594,335)	
メキシコペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR 10%	1,486,500.00	1,545,692.43	
		MEX BONOS DESARR 7.75%	125,700.00	113,611.43	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				1,659,303.86	
				(13,190,304)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.15%	60,000.00	36,425.35	
		BELGIUM KINGDOM 0.35%	160,000.00	135,224.83	
		BONOS Y OBLIG D EST 2.9%	150,000.00	128,929.84	
		BONOS Y OBLIG EST 1.25%	20,000.00	18,680.96	
		BUONI POLIENNALI DE 2.8%	10,000.00	7,008.87	
		FINNISH GOVERNMENT 1.5%	90,000.00	82,703.39	
		IRISH GOVERNMENT 0.35%	50,000.00	42,382.56	
		NETHERLANDS GOVT 0%	31,895.00	21,827.46	
		NETHERLANDS GOVT 2%	32,548.00	24,627.97	
		NETHERLANDS GOVT 3.75%	19,857.00	21,288.75	
		OBRIGACOES DO TESO 1.95%	140,000.00	138,615.02	
		REP OF AUSTRIA 2.1%	40,000.00	23,163.49	
		ROMANIA 2.875%	100,000.00	96,687.00	
		SPANISH GOV'T 2.55%	90,000.00	87,950.03	
		SPANISH GOV'T 3.45%	80,000.00	68,103.36	
	特殊債券	CAISSE AMORT DET 0.45%	200,000.00	171,267.39	
		EFSF 0.875%	30,000.00	24,686.07	
		EUROPEAN INVT BANK 0.2%	130,000.00	96,793.60	
		EUROPEAN INVT BK 2.25%	210,000.00	208,527.22	
		EUROPEAN UNION 1.625%	319,852.00	309,688.84	
		FRANCAISE DEVELOP 0.125%	100,000.00	83,625.55	
	社債券	AIB GROUP PLC VAR	100,000.00	100,011.21	
		ALD SA 3.875%	100,000.00	102,239.96	
		BARCLAYS PLC VAR	100,000.00	105,308.91	
		BPCE SA 1.75%	100,000.00	99,066.14	
		BRENNTAG FINANCE 3.75%	100,000.00	102,510.88	
		CAIXABANK SA VAR	100,000.00	99,402.78	
		CELLNEX FINANCE 3.625%	100,000.00	102,687.81	
		CENCORA INC 2.875%	100,000.00	100,664.24	
		COVENTRY BDG SOC 3.125%	100,000.00	100,575.82	
		CREDIT SUISSE AG VAR	100,000.00	98,755.93	
		CREDIT SUISSE AG VAR	150,000.00	146,059.44	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DEUTSCHE BANK AG VAR	100,000.00	94,019.68	
		FORD MOTOR CRED 4.867%	101,000.00	104,326.33	
		IMCD NV 4.875%	100,000.00	105,354.59	
		INFORMA PLC 3.25%	100,000.00	100,229.66	
		LOGICOR FINANCING 1.625%	100,000.00	97,821.49	
		ORIX CORP 4.477%	100,000.00	104,696.79	
		PFIZER NETHERLAN 2.875%	100,000.00	100,704.46	
		RAIFFEISEN BANK INTL VAR	100,000.00	102,456.60	
		SSE PLC VAR	100,000.00	100,681.90	
		VOLKSBANK WIEN AG 0.875%	100,000.00	98,950.71	
		WINTERSHALL DEA 0.84%	100,000.00	99,759.12	
小計				4,094,492.00	
				(709, 288, 848))
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	40,000.00	27,753.23	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5%	70,000.00	30,695.69	
	特殊債券	BNG BANK NV 0.375%	190,000.00	187,239.97	
		DEXIA CREDIT LOCAL 0.25%	100,000.00	94,984.58	
	社債券	BAT INTL FINANCE 2.25%	100,000.00	93,720.41	
		E.ON INTL FIN BV 6.375%	28,000.00	29,965.34	
		GE CAPITAL UK 5.875%	25,000.00	26,084.41	
		MORGAN STANLEY VAR	100,000.00	97,948.72	
		PARGN 12X A1	100,597.51	99,730.15	
		VOLKSWAGEN FIN 3.25%	100,000.00	97,533.14	
小計				785,655.64	
				(156,384,753))
スイスフラン	国債証券	SWITZERLAND 0%	100,000.00	91,767.01	
小計				91,767.01	
				(16,999,838))
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 0.75%	16,850,000.00	16,351,797.89	
		SWEDISH GOVERNMENT 1.75%	410,000.00	392,937.56	
	 特殊債券 	EUROPEAN INVT BK 1.75%	600,000.00	597,344.34	
小計				17,342,079.79	
				(268, 281, 973))
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 0%	380,000.00	330,946.43	

	1	I		3恤訨夯庙出書(内国: 	1
通貨 	種類	銘柄	券面総額 ——————	評価額	備考
小計				330,946.43	
				(7,681,266)	<u>, </u>
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 6%	230,000.00	241,122.80	1
小計				241,122.80	
				(9,813,697)	<u>, </u>
インドネシアルピア	国債証券	INDONESIA GOV 8.75%	592,000,000.00	661,208,174.00	
		INDONESIA GOV'T 6.375%	323,000,000.00	323,928,140.00	
		INDONESIA GOV'T 6.5%	167,000,000.00	169,893,442.00	
		INDONESIA GOV'T 6.5%	178,000,000.00	180,229,930.00	
		INDONESIA GOV'T 6.625%	590,000,000.00	595,369,000.00	
		INDONESIA GOV'T 7.125%	171,000,000.00	176,506,200.00	
小計				2,107,134,886.00]
				(19,174,927)	,
オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVERNMENT 3.85%	4,500,000.00	4,643,100.00]
		CHINA GOVERNMENT BOND 3%	820,000.00	1,000,593.27	
		CHINA GOVT BOND 1.92%	300,000.00	292,500.30	
		CHINA GOVT BOND 2.54%	3,050,000.00	3,188,938.78	
		CHINA GOVT BOND 2.71%	3,000,000.00	3,225,060.00	
		CHINA GOVT BOND 3.48%	3,500,000.00	3,630,170.60	
		CHINA GOVT BOND 4.15%	5,500,000.00	6,346,785.50	
		CHINA GOVT BOND 4.5%	500,000.00	614,681.25	
小計				22,941,829.70	
				(472,597,103)	,
合計				4,480,769,418]
				(4,262,741,892)	

⁽注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

^{2.}合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
国債証券 5銘柄	4.8%	
地方債証券 2 銘柄	2.3%	
特殊債券 29銘柄	19.3%	
社債券 182銘柄	73.6%	57.2%
国債証券 2 銘柄	63.5%	
地方債証券 3 銘柄	36.5%	3.5%
国債証券 2銘柄	100.0%	0.3%
国債証券 15銘柄	22.8%	
特殊債券 6銘柄	21.8%	
社債券 22銘柄	55.3%	16.6%
国債証券 2銘柄	7.4%	
特殊債券 2銘柄	35.9%	
社債券 6銘柄	56.6%	3.7%
国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
国債証券 2 銘柄	96.6%	
特殊債券 1銘柄	3.4%	6.3%
国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
国債証券 6 銘柄	100.0%	0.4%
国債証券 8銘柄	100.0%	11.1%
	国債証券 5 銘柄 地方債証券 2 銘柄 特殊債券 29銘柄 社債券 182銘柄 国債証券 2 銘柄 地方債証券 3 銘柄 国債証券 2 銘柄 国債証券 15銘柄 特殊債券 6 銘柄 社債券 22銘柄 国債証券 2 銘柄 対債券 2 名柄 国債証券 2 名柄 特殊債券 6 銘柄 特殊債券 6 銘柄 特殊債券 1 名柄 国債証券 1 名柄 国債証券 1 名柄 国債証券 1 名柄	国債証券 5 銘柄 4.8% 2.3% 特殊債券 29銘柄 19.3%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年7月31日現在)

資産総額 4,477,722,020円

負債総額 3,204,976円

純資産総額(-) 4,474,517,044円

発行済口数 5,155,971,958口

1口当たり純資産額(/) 0.8678円

参考情報

<モナリザ世界債券マザーファンド>

(2025年7月31日現在)

資産総額 5,032,624,879円

負債総額 557,135,594円

純資産総額(-) 4,475,489,285円

発行済口数 3,041,178,814口

1口当たり純資産額(/) 1.4716円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a . 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b . 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c.受益権の譲渡制限 該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗 することができません。
- d . その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

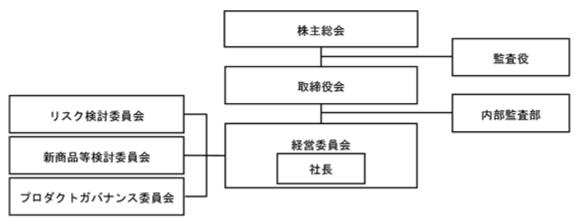
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

プロダクトガバナンス委員会は、経営委員会の監督の下に、お客様本位の業務運営を実現するため、金融商品の組成から償還までのライフサイクル全体を通じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を実施し意思決定を行います。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの 構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を 行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社の運用するファンド

2025年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	157	7,232,489,234,294
単位型株式投資信託	2	100,147,521,562
合計	159	7,332,636,755,856

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下 「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「金融商品取引業 等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度(2024年1月1日から2024年12月 31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引 法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日ま で)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第2 (2023年12月		第30期 (2024年12月31日現在)				
資産の部								
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額			
		千円	千円	千円	千円			
流動資産								
現金・預金			4,946,710		11,278,244			
短期貸付金			19,628,142		19,786,571			
支払委託金			12		12			
収益分配金		12		12				
前払費用			592,834		537,495			
未収委託者報酬			4,875,665		6,085,927			
未収運用受託報酬			1,920,972		2,343,058			
未収収益			201,421		203,521			
その他流動資産			50,437		870			
流動資産計			32,216,196		40,235,703			
固定資産								
無形固定資産			8,548,644		8,212,679			
ソフトウェア		228,681		519,673				
のれん		2,207,711		2,041,091				
顧客関連資産		6,112,251		5,651,914				
投資その他の資産			694,340		586,283			
投資有価証券		103,110		-				
長期差入保証金		34,153		45,976				
 繰延税金資産		-		11,828				
その他の投資等		557,076		528,478				
固定資産計			9,242,984		8,798,963			
資産合計			41,459,181		49,034,666			

期別		第2 (2023年12月			第30期 (2024年12月31日現在)			
負債の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額			
		千円	千円	千円	千円			
流動負債								
預り金			122,284		112,841			
│ 未払金 │			3,967,292		4,610,160			
未払収益分配金		104		116				
未払手数料		2,366,121		2,953,189				
その他未払金		1,601,066		1,656,854				
未払費用	* 1		3,146,802		3,281,418			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			-		4,000,000			
未払法人税等			1,670,820		3,340,518			
未払消費税等			249,285		755,211			
その他流動負債			192,529		211,678			
流動負債計			9,349,014		16,311,828			
固定負債								
関係会社長期借入金			6,000,000		2,000,000			
 退職給付引当金			663,465		766,011			
長期未払費用	* 1		836,744		755,712			
繰延税金負債			297,752		-			
固定負債計			7,797,962		3,521,724			
負債合計			17,146,976		19,833,553			
		純資産	の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額			
		千円	千円	千円	千円			
株主資本								
資本金			490,000		490,000			
資本剰余金			390,000		390,000			
資本準備金		390,000		390,000				
利益剰余金			23,430,046		28,321,113			
その他利益剰余金		23,430,046		28,321,113				
繰越利益剰余金		23,430,046		28,321,113				
株主資本合計			24,310,046		29,201,113			
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金		2,157		-				
評価・換算差額等合計			2,157		-			
純資産合計			24,312,204		29,201,113			
 負債・純資産合計			41,459,181		49,034,666			

(2)【損益計算書】

		期別			9期 E 1 月 1 日 E12月31日)		0期 E 1 月 1 日 E12月31日)
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計 営業費用	* 2 * 2	千円	千円 35,160,881 10,926,362 5,615,660 51,702,904	千円	千円 43,361,329 15,157,326 6,496,003 65,014,659
	営業	支払手数料 支払投資問問料 広告宣費 調査費 委託計算費 委託計算費 営業雑費 通同費	* 2	12,691,735 25,372 208,720	16,708,347 189,260 89,453 12,691,735 363,368 274,973	15,036,359 22,357 221,405	20,899,519 337,352 92,327 15,036,359 452,707 277,031
経常損益の部	業損益の部	は は は ま き き き き き き き き き き き き き	* 1	40,880 170,682 3,654,509 1,536,034 312,484 1,561,785	30,317,140 7,235,496 104,600 57,491 229,808 184,668 377,860 275,701 83,309 3,353,938	33,267 172,789 3,856,810 1,640,402 367,875 1,509,918	37,095,297 7,547,795 120,780 39,390 204,871 275,669 471,393 512,110 166,619 3,870,021
		諸経費 一般管理費計			1,168,171 13,071,047		1,309,206 14,517,857
	営業外損益の部	営業利益 営業外収益 受取利息 投資有価証券売却益 雑益 以益計 営業外費用 支払利息 株式従業員報酬 為替差損 維損 機関	* 2 * 1 * 2		8,314,717 73,920 - 10,790 84,710 49,213 174,444 4,710 39 228,408		13,401,504 103,741 5,077 - 108,818 89,480 389,631 9,946 - 489,058
益特 の別 部損		経常利益 別損失 抱合せ株式消滅差損 特別損失計 说引前当期純利益	* 3		8,171,018 387,764 387,764 7,783,253		13,021,265 - - 13,021,265
法	人利	だり前当期無利益 記、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			7,783,253 2,441,436 53,734 5,395,552		308,628 8,891,066

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

				株主資本			評価・換		
		資本乗	 制余金	利益乗					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金		株主資本合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		 左	口前	
2023年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494
事業年度中の変動額									
当期純利益				5,395,552	5,395,552	5,395,552			5,395,552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	5,395,552	5,395,552	5,395,552	2,157	2,157	5,397,710
2023年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204

第30期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		
		資本兼	制余金	利益剰	副余金				
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	┃ ┃株主資本合 ┃計	その他有価証券評価差額会	評価・換 算差額等	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		価差額金	合計	
2024年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	23,430,046	23,430,046	24,310,046	2,157	2,157	24,312,204
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				4,000,000	4,000,000	4,000,000			4,000,000
当期純利益				8,891,066	8,891,066	8,891,066			8,891,066
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							(2,157)	(2,157)	2,157
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	4,891,066	4,891,066	4,891,066	(2,157)	(2,157)	4,888,909
2024年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	28,321,113	28,321,113	29,201,113	-	-	29,201,113

重要な会計方針

里要な会計万針 	-
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券
	 市場価格のない株式等以外のもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に
	よっております。
	\$ 7 CO 7 & 7 .
	市場価格のない株式等
	移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。
	なお、主な償却年数は次のとおりであります。
	ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間)
	のれん 13年9ヶ月
2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	顧客関連資産 13年9ヶ月
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2)退職給付引当金
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しており
	ます。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これ
	の将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会
	計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差
	異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以
	内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それ
	ぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用
	は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
	の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理
	しております。
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
 4 . 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその
	他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合
	があります。
	(1)委託者報酬
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に
	対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ
	て月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬
	は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。

(3) その他営業収益

関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

株式従業員報酬の会計処理方法

役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 (2023年12月31日	現在)		第30 (2024年12月)	
* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るも ております。	のが次のとおり含まれ	* 1	関係会社項目 関係会社との取引に係 ております。	るものが次のとおり含まれ
流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,327,764千円 657,414千円		流動負債 未払費用 固定負債 長期未払費用	1,009,372千円 524,801千円

(損益計算書関係)

	第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1 至 2024年12月3	
* 1	株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴードマン・サックス・グループ・インク株式に係 報酬に関するものであり、当該株式の株価及び 与された株数に基づき算出し配賦されております。	3	株式従業員報酬 同左	
* 2	関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含ま ております。	n * 2	関係会社項目 関係会社との取引に係るもの ております。	つが次のとおり含まれ
	営業収益 運用受託報酬 6,387,241 号 その他営業収益 5,193,357 号 営業費用	円	営業収益 運用受託報酬 その他営業収益 営業費用 委託調査費	9,562,227千円 5,697,844千円 14,986,531千円
	営業外費用 支払利息		営業外費用 支払利息 株式従業員報酬	89,480千円 389,631千円
* 3	抱合せ株式消滅差損 NNインベストメント・パートナーズ株式会社を 収合併したことによるものであります。	及 * 3	抱合せ株式消滅差損 該当事項はありません。	

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	1	-	6,400

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月11日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	2024年 6 月25日	2024年 6 月25日

(リース取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は	同左
ありません。	

(金融商品関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他投資有価証券	103,110	103,110	-
資産計	103,110	103,110	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	6,000,000	6,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

		4 /T +71	2 /T +77	2 /T +77	4 /T +TI	(1121113)
	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
関係会社長期借入金	1	4,000,000	2,000,000	1	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

				(+12 + 113)			
	時価						
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計			
投資有価証券							
その他投資有価証券	-	103,110	-	103,110			
資産計	-	103,110	-	103,110			

	第29期
(自	2023年1月1日
至	2023年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価						
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
関係会社長期借入金							
関係会社長期借入金	-	6,000,000	-	6,000,000			
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000			

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(金融商品関係)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	6,000,000	6,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	4,000,000	1	-	-	-	1
関係会社長期借入金	1	2,000,000	•	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価						
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000			
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000			
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000			

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)						(自 至		
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1	1 . その他有価証券で時価のあるもの)
区分	区分 種類 取得原価					該当事項はあり)ません。	
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	设資証券	100,000	103,110	3,110				
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				2	. 当事業年度中に	三売却したその他有	有価証券	
談当事項はの	ップエビ	ru。				売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)

(デリバティブ取引関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該	同左
当事項はありません。	

105,077

5,077

0

(退職給付関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)				
1.採用している退職給付制度の概要		1.採用している退職給付制度の概要				
当社は確定拠出年金制度(DC)及	バキャッシュ・	当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・				
バランス型年金制度(CB)を採用	してのりまり。	バランス型年金制度(C B)を採用	してのりまり。			
2 . キャッシュ・バランス型年金制度		2 . キャッシュ・バランス型年金制度				
(1)退職給付債務の期首残高と期末残	高の調整表	(1)退職給付債務の期首残高と期末残	高の調整表			
退職給付債務の期首残高	672,094千円	退職給付債務の期首残高	768,545千円			
勤務費用	147,590	勤務費用	165,949			
利息費用	7,275	利息費用	9,266			
数理計算上の差異の発生額	28,545	数理計算上の差異の発生額	1,122			
 退職給付の支払額	86,960	退職給付の支払額	101,347			
 退職給付債務の期末残高	768,545	- 退職給付債務の期末残高	841,292			
	. 00,0.0	2 13112 13 (2333 33 7437 1733)	011,202			
 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対	照表に計上され	 (2)退職給付債務の期末残高と貸借対!	照表に計上され			
た退職給付引当金の調整表		た退職給付引当金の調整表				
 積立型制度の退職給付債務	768,545	積立型制度の退職給付債務	841,292			
未認識数理計算上の差異	58,119	未認識数理計算上の差異	43,974			
 未認識過去勤務費用	46,960	未認識過去勤務費用	31,306			
 貸借対照表に計上された負債の額	663,465	- 貸借対照表に計上された負債の額	766,011			
		=				
 (3)退職給付費用及びその内訳項目の	金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の3	金額			
 勤務費用	147,590	勤務費用	165,949			
利息費用	7,275	利息費用	9,266			
数理計算上の差異の費用処理額	10,002	数理計算上の差異の費用処理額	13,023			
 過去勤務費用の費用処理額	15,653	過去勤務費用の費用処理額	15,653			
確定給付制度に係る退職給付費用		確定給付制度に係る退職給付費用	203,892			
13 52 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13						
 (4)数理計算上の計算基礎に関する事	項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事」	頁			
割引率	1.21 %	割引率	1.71 %			
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は あります。	:、75,460千円で	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、 あります。	75,917千円で			

(税効果会計関係)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の 内訳	発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の予 内訳	8生の主な原因別		
繰延税金資産		 繰延税金資産			
未払費用	459,734千円	未払費用	615,370千円		
退職給付引当金	203,153	退職給付引当金	234,552		
長期未払費用	205,231	長期未払費用	169,646		
無形固定資産	225,434	無形固定資産	237,732		
その他	481,218	その他	485,141		
小計	1,574,771	小計	1,742,444		
繰延税金資産合計	1,574,771	—————————————————————————————————————	1,742,444		
繰延税金負債					
無形固定資産	1,871,571	無形固定資産	1,730,616		
その他有価証券評価差額金	952	小計	1,730,616		
小計	1,872,523	 繰延税金負債合計	1,730,616		
繰延税金負債合計	1,872,523	│ │ 繰延税金資産純額	11,828		
繰延税金負債純額	297,752	-			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後 率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの 因となった主要な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	30.62 %	法定実効税率 (調整)	30.62 %		
賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.22 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.00 %		
のれん償却額	0.33 %	のれん償却額	0.39 %		
その他	1.50 %	その他	0.29 %		
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	30.68 %	- 税効果会計適用後の法人税等の負 担率	31.72 %		
3.法人税等の税率の変更による繰延 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	—_—— 税金資産及び繰延	3 . 法人税等の税率の変更による繰延和 税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	 说金資産及び繰延		

(企業結合等関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

共通支配下の取引等

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の内容: 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日:株式取得

2023年7月1日: 当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 7,766,200千円

取得原価 7,766,200千円

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

3 . 財務諸表に含まれている結合当事企業の業績の期間

2023年7月1日から2023年12月31日

4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,291,021千円

(2) 発生原因

結合当事企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額並びに抱合せ株式消滅差損と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年9ヶ月にわたる均等償却

5.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,752,873千円
固定資産	6,451,708千円
資産合計	8,204,582千円
流動負債	1,128,488千円
固定負債	1,988,679千円
	3,117,168千円

6.のれん以外の無形資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに種類別の償却期間

顧客関連資産	6,342,420千円	13年 9 ヶ月
無形資産合計	6,342,420千円	

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第29期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	35,160,881	10,926,362	5,615,660	51,702,904

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
45,201,997	6,500,906	51,702,904

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありませh。

第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	43,361,329	15,157,326	6,496,003	65,014,659

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計	
55,405,220	9,609,439	65,014,659	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	5,193,357		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エ	合衆国	151 百万ドル	投資顧問 業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	6,387,241	未払費用	416,318
	ル・ピー						委託調査費	12,651,728		
						資金援助			未払費用	911,446
親会社	ザ・ゴールドマンス・グルーク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	(注2) 費用の振 替 (注1)	営業外費用	223,658	長期未払費用	657,414
	インク					株式報酬			関係会社 長期借入 金	6,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第29期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	73,909	短期貸付金	19,628,142
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国ロン ドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	784,471
親会社の子会社	ゴンストメンシホング. ドッセネ・ナルデマトーナルス トメンタョーゲス B.V.	オランダ	36 千ユーロ	持株会社		株式取得	株式取得	7,766,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(関連当事者情報)

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
	ゴールドマン・サック	アメリカ	700	机次原码	被所有	投資助言	その他営業収益	5,697,844		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エル・ピー	合衆国 ニュー ヨーク州	700 百万ドル	投資顧問業	間接 75%	(注1)	運用受託報酬 委託調査費	9,562,227 14,986,531	-	-
									未払費用	1,009,372
	ザ・ゴール ドマン・	アメリカ			}d ≤C /=	資金援助			長期未払 費用	524,801
親会社	サックス・ グループ・ インク	合衆国 ニュー ヨーク州 	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	費用の振替 (注1) 株式報酬	営業外費用	479,111	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	4,000,000
									関係会社 長期借入 金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		資金の調 達 (注1)	営業外収益	103,741	短期貸付金	19,786,571
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注1) 資産の保 有等			未払費用	749,910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にグループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

(1株当たり情報)

第29期 (自 2023年1月1 至 2023年12月3		第30期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
1株当たり純資産額	3,798,781円96銭	1株当たり純資産額	4,562,673円97銭	
1 株当たり当期純利益金額	843,055円10銭	 1株当たり当期純利益金額	1,389,229円15銭	
損益計算書上の当期純利益	5,395,552千円	 損益計算書上の当期純利益	8,891,066千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	5,395,552千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	8,891,066千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たり いては、新株予約権付社債等潜在株 ておりません。		同左		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期 中間会計期間末 (2025年 6 月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,518,173
短期貸付金		21,788,417
支払委託金		12
前払費用		507,374
未収委託者報酬		6,131,255
未収運用受託報酬		1,302,109
未収収益		521,598
その他流動資産		497
流動資産計		34,769,437
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		631,313
のれん		1,957,781
顧客関連資産		5,421,746
無形固定資産計		8,010,842
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,467
その他の投資等		354,475
投資その他の資産計		402,942
固定資産計		8,413,784
資産合計		43,183,222

		第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		111,388
未払金		2,957,988
未払費用		2,678,533
一年内返済予定の関係会社長期借入金		4,000,000
未払法人税等		1,992,627
未払消費税等	* 1	442,185
賞与引当金		713,306
その他流動負債		171,434
流動負債計		13,067,463
 固定負債		
回足只順 関係会社長期借入金		2,000,000
関係会社長期间八金 退職給付引当金		783,510
・		542,274
		464,761
		3,790,546
負債合計		16,858,010
XXIII		10,000,010
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
 繰越利益剰余金		25,445,211
利益剰余金合計		25,445,211
株主資本合計		26,325,211
純資産合計		26,325,211
負債・純資産合計		43,183,222

(2) 中間損益計算書

		第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		
区分	注記番号	金額		
		千円		
営業収益				
委託者報酬		21,932,383		
運用受託報酬		7,791,232		
その他営業収益		4,014,871		
営業収益計		33,738,487		
営業費用及び一般管理費		26,051,944		
営業利益		7,686,542		
営業外収益	* 1	125,039		
営業外費用	* 2	275,947		
経常利益		7,535,635		
税引前中間純利益		7,535,635		
法人税、住民税及び事業税		1,934,947		
法人税等調整額		476,590		
中間純利益		5,124,098		

重要な会計方針

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)			
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均活 による原価法)ないし償却原価との評価差額については全部 資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。			
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、主な償却年数は次のとおりであります。 ソフトウェア(自社利用) 3年(社内における利用可能期間) のれん 13年9ヶ月 顧客関連資産 13年9ヶ月			
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期 間末に計上すべき貸倒引当金はありません。 (2)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員 に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を 計上しています。 (3)退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の 年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用して おります。また、当該CBには、一定の利回りを保証してお り、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準 に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数 理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按 分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により 対分した額を費用処理しております。			

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
4 . 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
	(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。
	(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。
	(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・ サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業 会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に 関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及 び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間 にわたり人件費(営業費用及び一般管理費)として処理してお ります。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・イン クとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の 変動により発生する損益については営業外損益として処理して おります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第31期 中間会計期間末 (2025年 6 月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
* 1 営業外収益のうち主要なもの	受取利息101,190千円為替差益23,849千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	株式従業員報酬 230,849千円 支払利息 45,097千円

(リース取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-	
関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	-	
負債計	6,000,000	6,000,000	-	

⁽注)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
一年内返済予定の関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
関係会社長期借入金	-	2,000,000	-	2,000,000
負債計	-	6,000,000	-	6,000,000

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第31期 中間会計期間末 (2025年6月30日)

その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 収益の分解情報 収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,932,383	7,791,232	4,014,871	33,738,487

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
29,098,596	4,639,890	33,738,487

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第31期 中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1株当たり純資産額

4,113,314円32銭

1株当たり中間純利益金額

800,640円35銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)

中間損益計算書上の中間純利益

5,124,098千円

1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益

5,124,098千円

差 額 - 千円

期中平均株式数

普通株式 6,400株

(重要な後発事象)

第31期 中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)投資顧問会社

名称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	700百万米ドル (110,726百万円 1米ドル = 158.18円)	米国において、内外の有価証券等に係る投 資顧問業務およびその他付帯関連する一切 の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	100百万米ドル (15,818百万円。 1 米ドル=158.18円)	主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。 G S A M ロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント (シンガポール) ピーティー イー・リミテッド (GSAMシンガポール)	14百万米ドル (2,214百万円 1 米ドル=158.18円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等 に係る資産運用およびその他付帯関連する 一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取
株式会社SBI証券	54,323百万円	引業を中心としたサービスを提供していま す。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社 (注2)	3,000百万円	
七十七証券株式会社 (注2)	3,000百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社 ^(注1)	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
PWM日本証券株式会社 ^(注2)	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社三菱UFJ銀行 ^(注1)	1,711,958百万円	銀行業を中心としたサービスを提供してい
株式会社七十七銀行 (注2)	24,658百万円	ます。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社あいち銀行 ^(注2)	18,000百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	
 日本生命保険相互会社 ^(注1)	1,450,000百万円 ^(注3)	生命保険業を中心としたサービスを提供しています。

- (注1)確定拠出年金のみのお取扱いとなります。
- (注2)新規のお申込みのお取扱いは行いません。
- (注3)「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に 関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチフレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 投資信託説明書(交付目論見書)または投資信託説明書(請求目論見書)である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - · 金融商品取引業者登録番号
 - 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意 向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月4日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 田 渉

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西 郷

篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの 第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の 注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドの2025年1月28日から2025年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モナリザゴールドマン・サックス世界債券ファンドの2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

篤

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 \blacksquare 洸

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月 31日までの第31期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわ ち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2025年 6 月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示して いるものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監 査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務 諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合 は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。